



鳥取県公報

平成15年7月1日(火)
第7497号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (419) (障害福祉課) 1
	土地改良区の定款の変更の認可 (420) (耕地課) 1
	土地改良事業の協議の適否の決定 (2件) (421・422) (＃) 1
	県道の路線の認定 (423) (道路課) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (424) (審査課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (425) (＃) 3
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (55) 3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 4
	落札者の決定 (出納課) 7
正 誤	平成15年3月31日付鳥取県規則第31号中訂正 7
	平成15年3月31日付鳥取県人事委員会規則第6号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第419号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同条第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指定年月日
鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	特定知的障害者入所授産施設	平成15年4月1日

鳥取県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、福部地区土地改良区の定款の変更を平成15年6月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第421号

淀江町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 縦覧に供する期間
平成15年7月1日から22日間
- 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第422号

中山町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 縦覧に供する期間
平成15年7月1日から22日間
- 縦覧に供する場所
中山町役場
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
325	岩美インター線	岩美郡岩美町大字岩本	岩美郡岩美町大字浦富	

鳥取県告示第424号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

平成15年度に鳥取県立童謡館多目的ホールで開催される「わらべ館こどもの四季コンサート」に係る入場料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化観光局文化芸術課

主幹 木村 正弘

3 委任期間

平成15年7月1日から平成16年3月31日まで

鳥取県告示第425号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
494	鳥取県職員連合労働組合八頭地域保健福祉部分会	名称	鳥取県職員連合労働組合八頭地域保健福祉部分会	鳥取県職員連合労働組合東部福祉保健局八頭支局分会	平成15年7月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第55号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成15年7月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
介護老人保健施設弓浜 ゆうとぴあ	米子市大崎1511 - 1	介護老人保健施設弓浜 ゆうとぴあ	米子市大崎1511 - 1
介護老人保健施設アイ アイ	米子市榎原1823		
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
社会福祉法人みのり福 社会倉吉スターロイヤ ル	倉吉市福守町433	社会福祉法人みのり福 社会倉吉スターロイヤ ル	倉吉市福守町433
ケアハウスル・サンテ リオン	倉吉市山根55 - 234		
略		略	
特別養護老人ホームゆ うらく	西伯郡西伯町大字落合 480	西伯町立西伯有楽苑	西伯郡西伯町大字倭 137
略		略	
3 及び 4 略		3 及び 4 略	

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 産業技術センター生産技術科改修工事 (空調設備)

(2) 工事場所 米子市日下

(3) 工事内容

ア 本件工事は、既存の空調設備等を利用して、産業技術センター機械素材研究所の空調設備等の改修を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の産業技術センター生産技術科改修工事 (建築)、産業技術センター生産技

術科改修工事（電気設備）、産業技術センター生産技術科改修工事（衛生設備）及び産業技術センター生産技術科改修工事（金属排水処理設備）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の規模、構造等

ア 管理・研究実験棟（既存棟） 鉄骨造3階建 延べ面積 9,216.55㎡

(ア) 空調設備の改修

(イ) 換気設備の改修

(ウ) 排煙設備の改修

(エ) 自動制御設備の改修

(オ) (ア)から(エ)までの改修に伴う既存設備の撤去

イ 排水処理棟（新築棟）鉄骨造平屋建 延べ面積 100.00㎡

換気設備

(5) 工 期 平成15年8月から平成16年1月31日まで

(6) 予定価格 211,750,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等）について、以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成15年7月1日（火）から同月11日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成15年4月1日（火）同年7月11日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された管工事における総合点数が990点以上であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の監理技術者としてその施工期間中専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であ

ること。

(イ) 管工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 管工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、管工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年7月1日(火)から同月11日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年7月1日(火)から同月11日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。

- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のイに掲げる監理技術者に加え、2の(3)のイの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(3)のイの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | | |
|--------------------|---------------------------------|----|
| 1 調達物品の名称及び数量 | 空港用化学消防車（12,500リットル級） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成15年5月23日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社モリタ大阪支店
大阪市生野区小路東五丁目5-20 | |
| 5 落札金額 | 275,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成15年4月11日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県出納局出納課
鳥取市東町一丁目220 | |

正 誤

平成15年3月31日公布の鳥取県規則第31号（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
16	下から8	外国人登録済証明書	登録原票記載事項証明書

平成15年3月31日公布の鳥取県人事委員会規則第6号（給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則）
中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
3	左欄	下から9	(6) 略	(6) 略
				(7) 略
"	右欄	下から9	(7) 略	(7) 略
				(8) 略